

V 退職会員互助制度

退職会員互助制度とは、退職された皆様の相互扶助によって、退職後（現職の互助会員資格喪失後）医療費の自己負担軽減を図るための任意加入の制度です。また、この制度では、退職後の健康管理、生きがいの充実に資するよう、人間ドック補助、講演会、観劇会、スポーツ観戦、教養講座等の各種厚生事業を実施しています。

制 度 の 内 容

(1) 療養費の支給

会員本人が病気等のため保険医療機関で診療を受けた際に、窓口で支払った健康保険適用自己負担額（公費負担、高額療養費その他法令等により還付を受ける額は除き、従来の70歳未満「区分ウ」、70歳以上「一般」区分のときの高額療養費自己負担限度額を限度とする*。）の55%の額を、会員からの請求により給付します。

※給付対象の詳細については、3ページ「療養費算定基準」を参照。



(2) 厚生事業の実施

- 人間ドック補助 会員本人が人間ドック又は脳ドックを受診したときは、自己負担の一部を補助します。補助対象者は、会員からの申込みにより決定します。
- 観劇会 会員とその家族を対象に、歌舞伎、演劇、ミュージカル等を御案内し、会員には観劇料の一部を補助します。団体契約により、家族も割安で観劇できる演目もあります。
- スポーツ観戦 会員とその家族を対象に、プロ野球や大相撲観戦等を御案内し、会員には観戦料の一部を補助します。
- 教養講座 会員を対象に、各種教養講座を実施し、会員には参加費の一部を補助します。
- 機関紙 会員に各種事業の御案内や情報提供のため機関紙（年度内に3回）を送付します。
- 会員の集い 退職会員同士の交流と、退職互助制度についての理解を深めていただくために開催します。

(3) 死亡弔慰金

会員本人が死亡した場合に、遺族からの請求により1万円を給付します。

(4) 会員証の交付

会員証で、指定のデパートや割引協定を締結している施設、旅行企画商品等の割引を受けることができます。

※各事業の内容は、年度単位で見直しされ、変更することがあります。

1 加入資格

互助会の会員（以下「現職会員」といいます。）であって、満48歳以上で退職した方。

※加入できるのは、本人のみです（家族は含みません）。

※現職会員資格が継続する場合（フルタイム再任用・臨時的任用職員等）は、継続する期間が終了した後、その資格喪失後の1か月以内に入会手続きが必要となります。

2 入会申込期限

退職後（現職会員期間終了後）**1か月以内**です。

期限を過ぎますと、退職会員互助制度に加入できません。

3 入会申込方法

上記期限までに「退職会員入会申込書（様式第1号）」にてお申込みいただき、後日送付される払込書により会費を納入してください。

・Web申込の場合

互助会HPの退職会員互助制度の入会申込みフォームから申込み

（右下のQRコード、または、「埼玉県教職員互助会 退職会員互助制度」で検索）

・郵送申込の場合

「退職会員入会申込書（様式第1号）」を互助福祉担当へ提出



4 会費

初年度年間 **53,000円<見込み>**（翌年度継続時は50,000円<見込み>）

※会費の額は、給付実績により定めるため変更することがあります。

会費は、毎年、年度当初に納入していただきます。（年度替わりに会費納入の御案内をいたします。）

一度納入された会費の返還は“現職の互助会員に復帰した時以外”いたしません。

なお、会費は確定申告の「社会保険料控除」の対象にはなりません。

（任意継続組合員制度の掛金とは異なりますのでご注意ください。）

5 会員資格の喪失

次の事項に該当した場合は、会員資格喪失となります。

①会員が死亡したとき。

②退会届を提出したとき。

③会費を滞納したとき。

④現職会員に復帰したとき。（例：フルタイム再任用になったとき）

6

療養費の請求方法

詳しい制度の御案内や療養費請求に必要な書類等は、会費納入確認後に送付されます。

診療を受け、窓口で自己負担額を支払う。

互助会に退職会員療養費を請求

次の①～④の手順となります。

- ①退職会員療養費請求書に必要事項を記入
- ②①の請求書に1か月分の領収書または医療費のお知らせ(コピー可)を貼付
- ③高額療養費や附加給付等の払い戻しがある場合は、その送金通知等も貼付
- ④互助会に送付

互助会から退職会員療養費を給付

原則として、請求書が互助会に到着した月の翌月末に、入会時に登録した口座に振り込みます。

7

療養費算定基準

給付対象・給付対象外

給付対象：健康保険適用の診療分（通院、処方箋、接骨院、入院、手術など）
保険費用負担による装具（コルセット、歩行補助具）

給付対象外：保険適用外（自費）の費用

差額ベッド代、インプラント代、整体費、文書証明料金など
入院時の「食事療養標準負担額」、「生活療養標準負担額」
健診費用（人間ドック、特定検診、健康診断費）
介護保険適用の診療費

※このほかにも、保険適用外の診療費となるものがあります。

給付対象額から除かれるもの・支給対象限度額

国や地方公共団体又は健康保険組合や共済組合等から還付金（医療費の払戻金・助成金等）がある場合は、その支給額を除いた額が療養費の支給対象となります。

また、高額療養費については、70歳未満は適用区分「ウ」、70歳以上は適用区分「一般」を支給の限度とし、これより上の区分の方は、この区分に読み替えて支給となります。

※70歳未満「区分ウ」

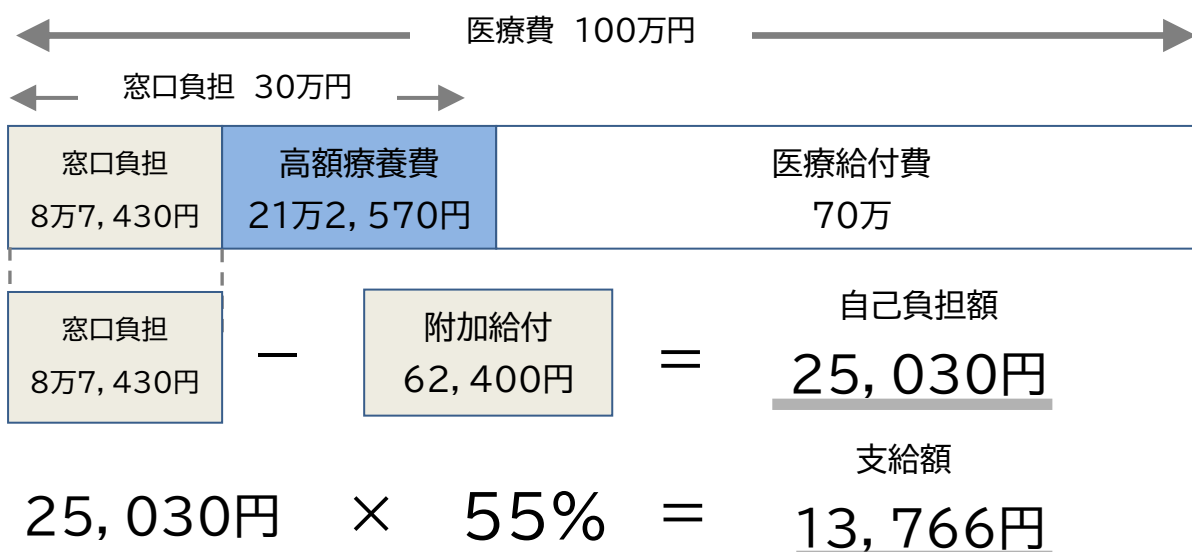
一月一医療機関への支払いが80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%

70歳以上「一般」

一月外来のみの場合18,000円、入院を含む場合57,600円

《入院時の給付例》

【任意継続組合員（70歳未満適用区分ウの場合）の場合】



病院の窓口で支払った金額が30万円の場合、共済組合から高額療養費として21万2,570円、さらに一部負担払戻金として62,400円が附加給付されます。退職会員互助制度ではそれらの給付額を差し引いた金額25,030円の55%、13,766円を支給します。

任意継続組合員の場合は、互助会で給付金額の確認ができますが、その他の健康保険にご加入の方は高額療養費や払戻金がある際、ご加入の健康保険へ請求していただくことになります。（自動給付の場合もあり）
また、高額療養費としての給付額は所得によって異なり、限度額認定証の適用区分ア～オの5段階に分かれています。ご自身がどの区分に当てはまるのか等、詳しくは、ご加入の健康保険へご確認ください。

会員の声

- ・退職後も医療費の補助や厚生事業があるのは大変ありがたいです。（60歳代・女性）
- ・通院でも支給してもらえる制度は助かります。（50歳代・女性）
- ・人間ドックの補助はとても助かっています。（60歳代・女性）
- ・医療機関にかかる事が多くなり、このような相互扶助制度は、とてもありがたいです。（60歳代・男性）